

## 建築基準法上の道路種別（凡例）

	<p><b>建築基準法第42条第1項第1号に判断される道路</b>          道路法による道路で幅員4m以上のもの</p> <p>注) ・道路法による認定幅員を確認してください。          ・道路の幅員が確保されているか、現地調査により確認してください。</p>
	<p><b>建築基準法第42条第1項第2号に判断される道路</b>          都市計画法等による道路で幅員4m以上のもの</p> <p>注) ・道路の幅員が確保されているか、現地調査により確認してください。          ・公道に移管されている場合がありますので、その場合は、公道の位置及び幅員等をご確認ください。</p>
	<p><b>建築基準法第42条第1項第3号に判断される道路</b>          建築基準法第3章の規定が適用(都市計画区域に指定)されるに至った際現に存在する道で、基準時における幅員が4m以上のもの</p> <p>注) ・道路の幅員が確保されているか、現地調査により確認してください。          ・公道に移管されている場合がありますので、その場合は、公道の位置及び幅員等をご確認ください。</p>
	<p><b>建築基準法第42条第1項第4号に該当する道路</b>          道路法等で事業計画のある幅員4m以上の道路で、2年以内にその事業が執行されるものとして特定行政庁が指定したもの</p> <p>注) ・指定時の道路の幅員が確保されているか、現地調査により確認してください。          ・公道に移管されている場合がありますので、その場合は、公道の位置及び幅員等をご確認ください。</p>
	<p><b>建築基準法第42条第1項第5号に該当する道路</b>          土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで築造する政令で定める基準に適合する幅員4m以上の道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの</p> <p>注) ・指定時の道路の幅員が確保されているか、現地調査により確認してください。          ・公道に移管されている場合がありますので、その場合は、公道の位置及び幅員等をご確認ください。</p>
	<p><b>建築基準法第42条第2項に判断される道路</b>          建築基準法第3章の規定が適用(都市計画区域に指定)されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満1.8m以上のもの</p> <p>注) ・宝塚市においては、2項道路について一括指定しています。個々の判定については、これまでの確認申請時の資料等を根拠としていますので、詳細な調査等により、他の道路等に変更になる場合があります。          ・この道路に接する敷地に建築物を建築する場合、道路からの後退線を道路の境界線とみなし、門扉等を後退させる必要があります。また、後退部分は、道路の一部とみなされるため、建築物の敷地に含まれません。          ・市道認定がなされた道路については、宝塚市生活道路整備条例による協議が必要です。</p>
	<p><b>建築基準法の道路ではないと判断される道</b></p>